

# 3. 新医薬品の薬価算定方式①-1

～基本的なルール～

4(2)

- 同じ効果を持つ類似薬がある場合には、市場での公正な競争を確保する観点から、**新薬の1日薬価を既存類似薬の1日薬価に合わせる**(類似薬効比較方式(I))。



- 当該新薬について、類似薬に比し高い有用性等が認められる場合には、上記の額に補正加算を行う(画期性加算、有用性加算及び市場性加算)。

(注)

画期性加算(40~100%):新規の作用機序、高い有効性・安全性、疾病の治療方法の改善

有用性加算(5~30%):高い有効性・安全性、疾病の治療方法の改善等

市場性加算(3%, 10%):希少疾病用医薬品等